

4

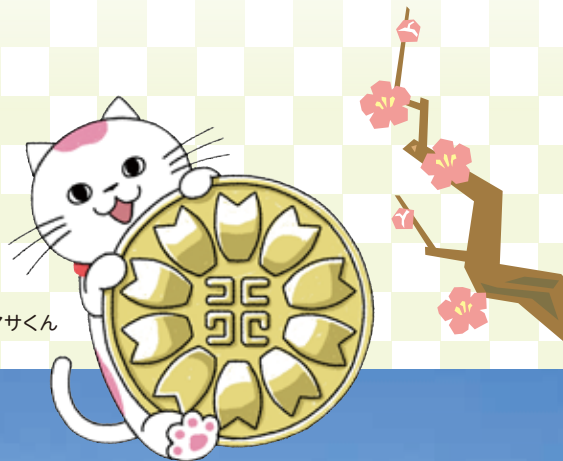
No.188

行政ぐんま

2023 GYOSEI-GUNMA



上三原田歌舞伎舞台(渋川市)



日本行政書士会連合会
公式キャラクターユキマサくん



群馬県行政書士会

URL : <https://www.gunma-gyosei.jp/>
E-mail : office@gunma-gyosei.jp



行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

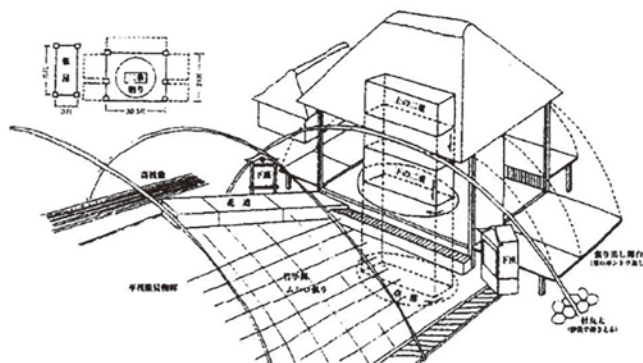
日本行政書士会連合会



監修 文学博士 金田一春彦先生
N H K 阿部 喜充先生

上三原田の歌舞伎舞台

上三原田の歌舞伎舞台（渋川市赤城町上三原田）は、創建200年を超え、昨年11月には舞台移築140年記念公演を開催した。朝8:30から16:50の閉会式まで12演目が公演されたが、それぞれクオリティーが高く見ごたえのあるものだった。観覧は無料で出入り自由。この舞台の舞台装置は、舞台を広く見せる機構や、役者が奈落からせり上がるときのセリも独自で世界にも例をみないような珍しい機構を備えている。渋川市には複数の歌舞伎団体が有り、地元の小学校には歌舞伎クラブもある。伝統と未来性が感じられる。国指定重要有形民俗文化財の指定を受けている他、上三原田歌舞伎舞台操作伝承委員会は表彰多数。



上三原田の歌舞伎舞台 機構図

出典：「日本農村舞台の研究」松崎茂著

「上三原田の歌舞伎舞台創建200年記念誌」から引用

2023. No188

GYOSEI-GUNMA CONTENTS

4

01 本会のうごき

- ・行政書士記念日事業のご報告 広報部副部長 仲道さゆり ... 3
- ・行政書士制度の理解及び行政書士法遵守の徹底について 4
- ・会務報告 1月 6
- ・会務報告 2月 7

02 研修会等報告

- ・相続業務事例発表 業務推進グループリーダー 古田島俊憲 ... 8

03 支部だより

- ・東毛4支部合同研修会に参加して 伊勢崎支部 小島 亮佑 ... 10

04 業務指導通信

- ・電子化自動車検査証の見本について 11



GYOSEI-GUNMA CONTENTS

4

2023. No188

日行連ニュース

05

- ・日本行政書士会連合会 新年賀詞交歓会 副会長 古田島俊憲 ... 14
- ・日行連 許認可を要する法人関係業務に関する全国担当者会議
..... 業務指導部員 佐藤美保子 ... 15

読んで得する業務資料

06

- ・業務資料について～標題一覧～ 16

お願い・連絡事項

07

コスモス群馬

- ・コスモスぐんま 入会前研修のお知らせ コスモスぐんま支部長 上原 陽子 ... 18
- ・VOICE ～ vol.2 ～ 入会前研修に参加して コスモスぐんま 中西 浩子 ... 19
- ・高崎で相談会を続けて コスモスぐんま 廣兼喜久恵 ... 19

登録事項変更 20

08

編集後記





行政書士記念日事業のご報告

広報部副部長 仲道さゆり

01

令和5年2月22(水)13時から16時に、本会広報部とコスモス成年後見サポートセンター群馬県支部との共催で、「行政書士無料相談会」を電話と対面(前橋商工会議所3階アネモネ)の同時開催で実施しました。

例年、街頭でのティッシュ配りや、あるいは趣向を変えて、行政書士にちなんだ落語や講演を開催してきました。この度、コロナ感染症ガイドラインの警戒レベルが引き下げられたことから、今年は無料相談会を実施する運びとなりました。

当日は、面談11組、電話5人の計16件の相談を受けました。相談内容の約8割が相続に関わる相談でした。相談者の皆様から「相談して良かった」と感想をいただき、無料相談会を実施した甲斐があったことを相談員全員で分かち合い、事務局員の皆様と共に、会としての結束を感じました。

行政書士記念日は、1951年(昭和26年)の2月22日に、「行政書士法」が公布されたことを記念して、日本行政書士会連合会が制定した日です。その目的は、組織の結束と制度の普及を図ることとされています。今回の無料相談会の実施を通じて、その目的が果たせたものと思います。



また、行政書士記念日は、行政書士の自覚と誇りを促すことも目的とされています。なので、毎年2月22日は、行政書士としての私たちひとり一人が、日頃の労をねぎらったり、将来のビジョンを練ったりなど、それぞれが考えるプライベートイベントとして過ごされるのもいかがでしょう。

ちなみに私の行政書士記念日プライベートイベントは、外食に連れて行ってもらい大満足で閉会となりました。



行政書士制度の理解及び行政書士法遵守の徹底について

(公 印 省 略)

市第30099-28号

令和5年1月26日

群馬県行政書士会

会長 秋山 賢治 様

群馬県総務部市町村課長 高橋 正也

行政書士制度の理解及び行政書士法遵守の徹底について（送付）

このことについて、令和5年1月26日付け各市町村長あて別添写しのとおり通知しましたので御承知願います。

担 当：行政係 滝野

電 話：027-226-2213

E-mail：takino-d@pref.gunma.jp

(公 印 省 略)

市第30099-28号

令和5年1月26日

各市町村長 様

群馬県総務部市町村課長 高橋 正也

(市 町 村 課)

行政書士制度の理解及び行政書士法遵守の徹底について (通知)

このことについて、行政書士法（昭和26年法律第4号）第19条は、他の法律に別段の定めがある場合及び行政書士法施行規則第20条に規定する場合を除き、行政書士又は行政書士法人でない者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを禁止しています。

また、今後、各種申請や許認可に係る申請・届出手続の電子化が加速していく中、非行政書士による違法な代理手続や虚偽申請が増加する懸念があります。

については、同法の趣旨を十分御理解のうえ窓口対応に努めていただくとともに、補助金等の周知や、各種許認可に係る申請・届出案内の際に、「報酬を得て、本代理業務を行うことができるのは、行政書士のみである」ことを注意喚起することや、申請・届出等様式への行政書士の代理人欄付加を実施することを御検討いただき、引き続き法の遵守の徹底に努めていただきますようお願いします。

担 当：行政係 滝野

電 話：027-226-2213

E-mail：takino-d@pref.gunma.lg.jp

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
1	4	挨拶回り（群馬県庁）		秋山会長、古田島、亀田各副会長
1	10	行政ぐんま校正会議	①行政ぐんま187号の校正について ②行政書士記念日事業について ③令和5年度事業計画および予算案について	尾池副会長、富澤部長、仲道副部長、小林、後藤、戸丸、柳各部員
1	12	群馬県行政書士会 令和5年新年賀詞交歓会		
1	16	入会者2名		秋山会長
1	17	行政ぐんま校正作業	①行政ぐんま187号の校正	富澤部長、仲道副部長
1	24	日行連 高齢者支援に関する全国担当者会議		菅野常任理事
1	25	日行連 全国法規監察担当者会議		中島常任理事
1	25	法教育（高崎市桜山小学校）		菅野常任理事、塩野、佐藤各理事 穂苅、松本各G担当員 吉野、廣兼、沼賀各高崎支部会員
1	26	令和4年度第9回 申請取次行政書士管理委員会	①申請者の進達について ②令和5年度事業計画について	秋山会長、亀田委員長、古田島、尾池、中島、剣持、菅野、山田、富澤、吉田各委員
1	26	総務部会	①令和5年度予算策定及び令和4年度事業報告について ②令和5年度定時総会準備について	秋山会長、亀田副会長、中島部長、近藤、上原、中澤、清水、和久井各部員
1	31	入会者1名		秋山会長

※ GL・・・業務推進グループリーダー、SGL・・・業務推進グループサブリーダー、G 担当員・・・業務推進グループ担当員

経 理 部 よ り お 知 ら せ

会費の納期、納期別納入金額及び納入期限は以下のとおりです。
(口座振替の方は別途振替日をご連絡致します。)

第1期(4, 5, 6, 7月分) 20,000円 ⇒4月30日まで
第2期(8, 9, 10, 11月分) 20,000円 ⇒8月31日まで
第3期(12, 1, 2, 3月分) 20,000円 ⇒12月20日まで

当会は、会員の皆様に納入していただいている会費を原資として活動しております。また、本会は皆様から納入していただいた会費の15%を支部に交付しておりますので、会費が納入されないと支部の活動にも支障をきたすこととなります。各期に納入されるべき会費が納入されないと予算の執行を適正に行うことができなくなってしまいますので、必ず納期を守っていただくようお願い申し上げます。

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
2	3	行政ぐんま企画会議	①行政ぐんま 188 号の企画について ②行政書士記念日事業について	尾池副会長、富澤部長、仲道副部長、後藤、戸丸、柳各部員
2	6	特定行政書士制度推進担当者会議		秋山会長、中島常任理事
2	7	法務委員会	①会費滞納者への対応について ②令和 5 年度事業計画について	菅野委員長、中澤副委員長、亀田、高橋、萩原、坂井各委員
2	8	業務推進グループ会議	<協議事項> ①入管業務事例発表会について ②令和 5 年度事業計画について <報告事項> ①相続業務事例発表会について ②広報月間における挨拶回りについて	古田島 GL、服部 SGL、木村、江口、堀越、武田、森田、上原、中澤、千明、塩野、穂苅、新井、坂井、松本各 G 担当員
2	10	入会者 2 名		秋山会長
2	14	日行連国際・企業経営業務部国際部門と関地協国際業務担当者との意見交換会		服部 G 担当員
2	17	行政ぐんま編集会議	①行政ぐんま 188 号の編集について ②行政書士記念日事業について	尾池副会長、富澤部長、仲道副部長、後藤、戸丸、柳各部員
2	20	経理部会	①令和5年度事業計画及び予算案の策定について	秋山会長、古田島副会長、劔持部長、三石副部長、矢内、黒川各部員
2	22	令和 4 年度行政書士記念日事業（電話・対面無料相談会）		尾池副会長、富澤広報部長、仲道広報副部長、小林、後藤、戸丸、柳各広報部員中島常任理事、上原、塩野、佐藤各理事
2	27	令和 4 年度第 10 回申請取次行政書士管理委員会	①申請者の進達について	秋山会長、亀田委員長、古田島、尾池、中島、劔持、菅野、山田、富澤、吉田各委員
2	27	令和 4 年度第 7 回常任理事会	<協議事項> ①令和4年度事業報告(案)について ②令和5年度事業計画(案)及び予算について ③令和5年度定時総会準備について ④顕彰規則に基づく令和5年度被顕彰者について <報告事項> ①令和4年度行政書士試験結果について ②日行連報告について ③群馬県士業協議会連絡会について ④各部報告	秋山会長、古田島、尾池、亀田各副会長中島、劔持、菅野、山田、富澤各常任理事吉田支部長会議長

※ GL・・・業務推進グループリーダー、SGL・・・業務推進グループサブリーダー、G 担当員・・・業務推進グループ担当員



相続業務事例発表会

業務推進グループリーダー 古田島 俊憲

令和4年12月15日、前橋商工会議所会館において相続業務事例発表会を行いましたので、下記のとおりご報告いたします。

1. 日 時 令和4年12月15日（木）午後1時30分から午後3時まで
2. 場 所 前橋商工会議所会館 3階 リリィ
3. 参加者 会場 21名 ズーム 60名
4. 事例発表の概要

(1) 高崎支部 佐藤美保子会員

【事例】

幼い頃に離婚し十数年間音信不通となっていた実の父親が急死したとの知らせがあった。東京都某市に土地（宅地）を所有しているようだが、生前は離婚の原因になったほど借金癖があったと聞いている。その後の経済事情は不明で、唯一の実子である自分は何をどうしたらいいのか分からない、という30代女性からの相談についての事例

【対応】

まず、父が亡くなる直前に父の後妻が亡くなっており、その相続権が依頼者に回ってきていた。後妻も多方面に借金をしていたようだったので、後妻の分は放棄した。次に、父の分について、借金がどのくらいあるのかわからないため借金の調査を行った。土地についてはそれなりの金額で処分できることがわかった。

生前の住居及び郵便物を確認するとともに信用情報機関に照会するなどして借金の調査を行った。その結果、不動産を処分した金で借金を弁済してもなお余剰があることがわかった。ただ、個人や闇金からの借金については把握する方法がなかった。

財産はプラスになる見込みはあったが、依頼者の「早く借金の心配から解放されたい」という強い意向もあり相続を放棄することになった。最終的には、次の順位の相続人である叔母が相続することになり、不動産もうまく処分できたとのことであった。

【質疑応答・受講者からの参考意見等】

Q. なぜ限定承認を利用しなかったのか。

A. 処理が済むまでに時間がかかることについて依頼者が難色を示したためである。

Q. 家の中を調べたとのことであるが、どのようなアプローチを経て家に入ったのか。

A. 相続人の女性が主たる依頼主であるが、この女性が相続を放棄すると次順位の叔母が相続人になるということで、叔母からも同時に相談を受けていた。借金のカタとして勝手に金品が持ち出されていたような形跡があったので、この叔母が鍵を管理していた。相続人らが故人の遺品を整理するなどして故人を偲ぶという名目で被相続人の家を訪れたときに自分も同行した。

(2) 前橋支部 萩原洋一会員

【事例】

相続財産に不動産が含まれる場合において

1. 共有名義となっている不動産の持ち分の確認
2. 不動産登記以外に必要な届出・申請

【対応】

1. 相続財産の中に共有名義の山林が含まれていた。登記事項証明書を取得したところ、100名もの共有名義になっていた。しかも、その持ち分が現在はどうなっているのかわからないという状況だった。確認したところ、登記事項

証明書に記載されている持ち分に変更はなかったので、そのまま名義変更すればよいだけだった。地域森林計画の対象となっている山林を取得した場合は、森林法第10条の7の2第1項の規定による届け出を行わなければならないので注意が必要となる。届出を行う際には図面を添付しなければならないが、公図を添付するのは大変なので、自治体の税務課が備えている図面の写しを添付するようにしている。税務課の図面は、ある程度縮尺やレイアウトなどの融通が利く。

2. 相続財産に農地が含まれていた場合は農地法第3条の3第1項の規定による届出、山林が含まれていた場合は森林の土地の所有者届出、未登記家屋が含まれていた場合は未登記家屋所有者変更申請を行う必要がある。

【質疑応答・受講者からの参考意見等】

Q. 自分が新たに山林の共有者になった旨を他の共有者に通知したり、他の共有者から承諾書のようなものを得ておくといった対応をとったか。

A. そのような書類は名義変更に必要なし、他の共有者のことを知らないので連絡はとっていない。

Q. 未登記建物を未登記のまま名義を変更したのか。

A. 登記できるのであればした方がよいが、未登記の家屋は古いものが多く、あとどのくらいの期間使用に耐えうるのか微妙なのでそのまま名義変更を行った。

【情報提供】 吾妻では図面を添付する必要はない。

(3) 高崎支部 松本義夫会員

【事例】

1. 土地区画整理事業区域内保留地の相続
2. 基本的ミスの事例

【対応】

1. 土地区画整理事業が実施されている区域内の土地建物の所有者が死亡し、長男が相続することになった。長男が法務局で登記事項証明書を取得しようとしたところ、該当の登記簿は存在しないと回答された。法務局の職員から教示され、市役所の区画整理課で保留地権利登録台帳記載事項証明書を入手した。この書類は、区画整理事業が完了するまでの間、登記簿に載っていない土地について所有権があることを証明するものである。未登記建物の名義変更と同じような処理をすれば手続自体は完了する。高崎市の場合は、提出先は区画整理課ではなく管財課である。
2. 基本的ミスの事例
 - ① 不動産の相続手続が完了した後に新たな不動産があることが判明し、二度手間になってしまった。必ず、納税通知書や名寄帳を確認する必要がある。
 - ② 相続税が発生するかどうか微妙だった事案で、相続人任せにしたところ10か月経過後に相続税が発生することがわかった。相続税がかかるかどうか微妙な案件の場合は、税理士を紹介したり、必ず税理士に相談するようにと念を押しておく必要がある。
 - ③ 戸籍を収集して司法書士に登記を依頼したところ、戸籍の取得漏れがあった。戸籍の読み込みの精度を高めること、司法書士と二重チェックを行うことが大切である。

(4) 吾妻支部 小山大嗣会員

【事例】

母屋と未登記の倉庫、それらが存する宅地、農地、多額の預貯金があるという案件を様々な資格者と協力して処理した。

【対応】

多額の預貯金は相続人間で分割し、不動産は相続人Aが相続することになった。相続税が発生することになったので税理士と協力して遺産分割協議書を作成した。Aは不動産を処分したいとのことだったので不動産業者に相談したところ、当該不動産業者が買い取ってくれることになった。ただし、未登記建物については登記を行い、家の中の遺品を整理したうえでなければ買い取れないとのことだったので、土地家屋調査士に表題部の登記（付属建物）及び地目が農地のままになっていた土地（農転は済んでいた）の地目変更登記を依頼した。家の中の処理については、古物営業許可及び一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている遺品整理士に依頼した。

【質疑応答・受講者からの参考意見等】

Q. 不動産は代償分割だったのか換価分割だったのか。売ると譲渡所得税がかかるが、その負担はどうしたのか。

A. Aが単独で不動産を相続したので誰がどう税金を負担するかについての問題は生じなかった。

Q. 遺品整理士の費用はどのくらいかかるのか。

A. 依頼した業者は2トントラック1往復あたり5万円かかった。



伊 勢 崎 支 部

東毛4支部合同研修会に参加して

結論から申し上げますと非常に有意義な研修会でした。

日々実務をこなしている先輩方から直接お話を聞ける機会というのは、わたしのような実務経験の浅い新人行政書士にとってとても有難い事だと思います。書店に売っている実務用の書籍を読めば概ねの流れなどはイメージができますが、やはり実際にこなしている人から聞く方がより臨場感があってとても面白いです。特に「ここに気を付けた方がいい。こんなトラブルがあった。」など先輩方の失敗談や注意点は、マニュアルやパンフレットを読んだだけでは絶対に見えてこない部分だと思うので、集中して聞くようにしていました。

その後の懇親会では他支部の先生方ともお話することができ、繋がりを増やせる良い機会だなと感じております。また開催されることがあれば、積極的に参加していきたいです。





電子化自動車検査証の見本について

業務指導通信第1号 令和5年1月10日

電子化自動車検査証の見本について

令和5年1月から、新たに発行される自動車検査証（見本）を紹介いたします。

自動車検査証が小型化、ＩＣタグ付きとなるほか、記載事項も変更となりますので、同時に交付される「自動車検査証記録事項」の保管も必要となります。

（閲覧アプリをダウンロードして、確認することも可能です。）

国土交通省関連資料

<https://www.iidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/iidousha/kensatoroku/>

国土交通省報道発表資料

https://www.mlit.go.jp/report/press/iidosha08_hh_004663.html

原寸大

表

自動車検査証		令和 5年 1月 5日	群馬運輸支局長	46123000
自動車検査証番号又は車両番号	初年度登録年月	自動車の種別	用途	自動車・事業用の別
高崎 830 あ	令和 1年 7月	普通	特種	事業用
車名		車体の形状		
いすゞ		冷蔵冷凍車		
車台番号		燃料の種類		総排気量又は定格出力
NMR88-		軽油		2.99 ^{kW}
型式	エンジンの型式	前軸軸重	後軸軸重	全軸軸重
2RG-NMR88AN	4JZ1	1770 ^{kg}		1850 ^{kg}
車体寸法	最大積載量	車両全長	車両全幅	高さ
2 ^m	2000 ^{kg}	3620 ^{cm}	5730 ^{cm}	639 ^{cm}
使用上の氏名又は名称				
備考				
NOx・PM適合、平成28年騒音N2A1A 82dB 2,100 rpm (旧) 2,100rpm、マフラー加速適用車				

裏面もご覧ください。
この裏面には電子部品（ICチップ）を内蔵したICタグがありますので、大切に使用・保管してください。

T9462JK

裏

自動車使用者の皆様へ

1. 自動車を運行するときは、有効な自動車検査証を携行してください。
 2. 継続検査は、有効期限の満了する日の1か月前（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、2か月前）から受けられますので、余裕を持って受けるようにしてください。
 3. 自動車検査証に記載または記録されている住所または氏名等に変更があったときには、手続きが必要です。リコールの通知を随時受け取るためにも、住所や氏名等の変更手続きは必ず行ってください。また、自動車の構造等に変更があったときには、変更の手続きが必要となる場合がありますので、管轄の運輸監理部、運輸支局または自動車検査登録事務所にお問い合わせください。
 4. 自動車検査証に記載されていない情報（所有者、有効期間の満了する日等）は、専用QRコードからダウンロードした車検証閲覧アプリで確認が可能です。（右記⑥参照）
 5. 自動車検査証ICタグ情報の読み取り方など、自動車検査証電子化の詳細は国土交通省ホームページからご確認ください。
 6. 自動車の検査は、国が定める基準への適合性を一定期間ごとに確認するものであり、次の検査までの安全性等を保証するものではありません。自動車の事故や故障を未然に防止するためにも点検整備（日常点検整備・定期点検整備）は必ず実施しましょう。
 7. 自動車不具合情報ホットライン（右記⑧参照）に情報をお寄せください。
- ※ 交付された自動車検査証が申請された登録事項または検査事項と相違していないことを車検証閲覧アプリを使用して確認してください。もし相違しているときは、ただちに申し出てください。
- （記入欄） AH27-1540-

⑥車検証閲覧アプリのダウンロードはこちら

○右記QRコードを読み取ると、お使いのスマートフォン、PCの種別に応じて自動的に各アプリストアへ遷移します。
・スマートフォン: App Store または Google Play
・PC: Microsoft Store

⑧自動車不具合情報ホームページはこちら

自動車不具合
ホームページURL: www.mlit.go.jp/rj/
Q 検索

AH27
1540

B

記録年月日 令和 5 年 1 月 5 日

自動車検査証記録事項

46123000

1. 基本情報																			
自動車登録番号又は車両番号		高崎 830 あ																	
車台番号		NMR88-																	
登録年月日/交付年月日		令和 1 年 7 月 30 日		初度登録年月		令和 1 年 7 月		有効期間の満了する日		令和 5 年 7 月 29 日									
2. 使用者情報																			
使用者の氏名又は名称																			
使用者の住所		群馬県高崎市																	
使用の本拠の位置		***																	
3. 車両詳細情報																			
車名		いすゞ [012]																	
型式		2RG-NMR88AN				原動機の型式		4JZ1											
自動車の種別		普通		用途		特種		自家用・事業用の別		事業用									
車体の形状		冷蔵冷凍車 [632]				乗車定員		2人		最大積載量		2000 kg							
車両重量		3620 kg		車両総重量		5730 kg		長さ		639 cm		幅		190 cm		高さ		299 cm	
前軸重		1770 kg		前後軸重		- kg		後軸重		- kg		後軸重		1850 kg		総排気量又は定格出力		2.99 kW	
燃料の種類		軽油				型式指定番号				類別区分番号									
4. 備考																			
【本自動車検査証発行時における所有者情報】 所有者の氏名又は名称 所有者の住所 群馬県前橋市 〔群馬〕, 番号変更 〔31年度税制〕令和1年7月30日 新規登録 75%減税措置済み 平成27年度燃費基準10%向上達成車 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 〔走行距離計表示値〕93,800km (令和4年7月28日) 〔旧走行距離計表示値〕70,600km (令和3年7月8日) 平成28年騒音規制車, 騒音カテゴリ N2A1A 近接排気騒音値 82dB, 測定回転数 2,100rpm (旧基準適用時測定回転数 2,100rpm) マフラー加速騒音規制適用車 〔受検種別〕指定整備車 〔検査時の点検整備実施状況〕点検整備記録簿記載あり 〔受検形態〕指定整備工場 〔整備工場コード〕46- 以下余白																			

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID T9462JK

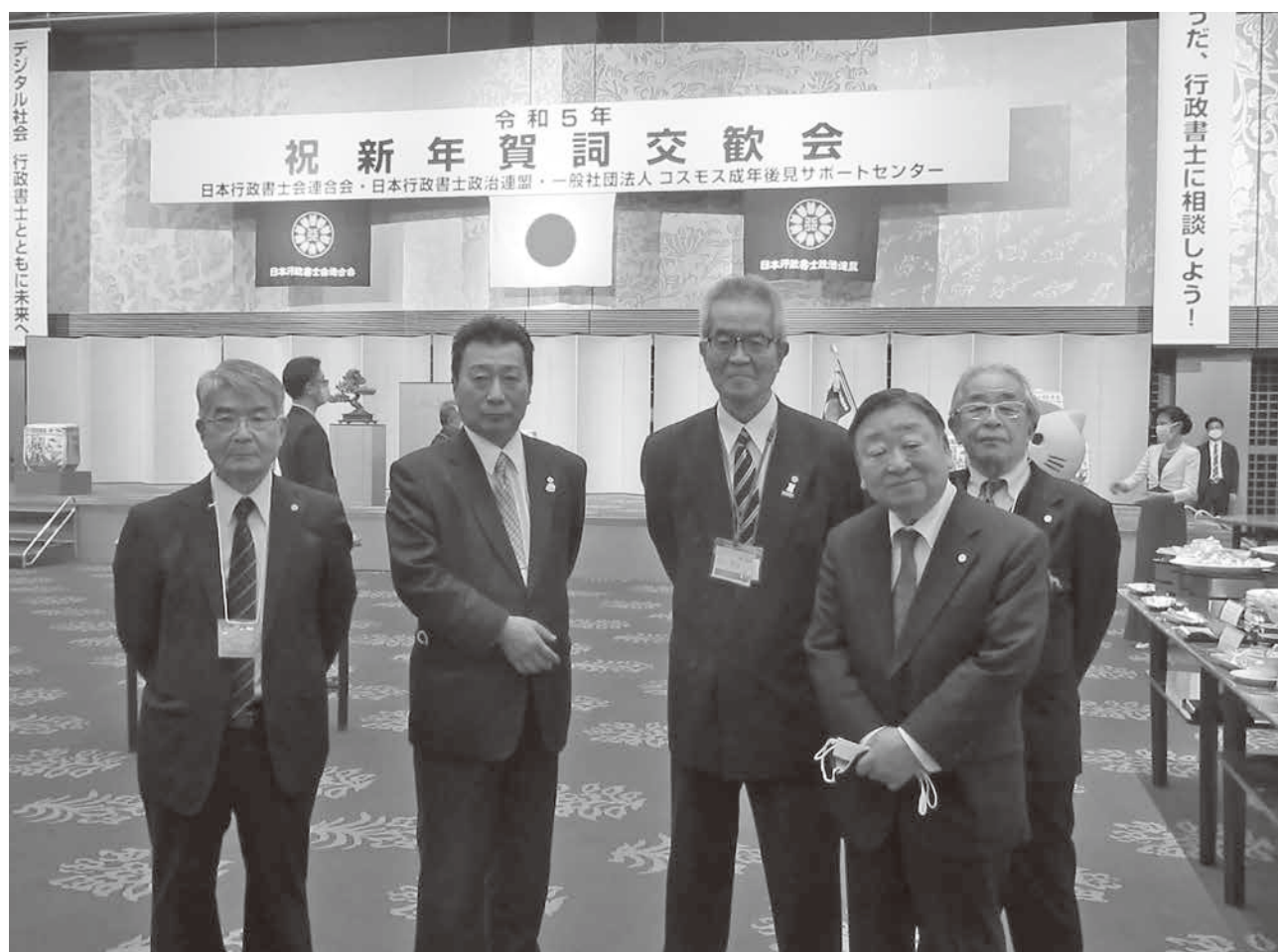


日本行政書士会連合会 令和5年新年賀詞交歓会

副会長 古田島 俊憲

令和5年1月20日正午よりホテルオークラ東京1階平安の間において、令和5年新年賀詞交歓会が開催されました。（主催:日本行政書士会連合会、共催:日本行政書士政治連盟及び一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター）

当日は、国会議員、官公署関係者、各单位会役員等、多くの方が参加されました。群馬会からは8名が参加し、他の単位会の方々と親睦を深めました。式次第に従い、主催者挨拶、来賓祝辞等の後、交歓会が始まり、定刻の午後1時30分に散会となりました。



日行連 許認可を要する法人関係業務に関する 全国担当者会議

業務指導部員 佐藤美保子

去る令和4年10月28日、日本行政書士会連合会の令和4年度事業として、「許認可を要する法人関係業務に関する全国担当者会議が開催され、Zoomによるオンラインで参加させていただきました。

本会議では、許認可を要する法人関係業務として「NPO法人設立手続きの概要及びWEB報告システムについて」「社会福祉連携推進法人制度について」「行政書士の医療法人業務について」の3部門の講義があり、日行連と各单位会の意見交換として東京都行政書士会・兵庫県行政書士会による各单位会の取り組みについての発表で締め括られました。3部門の講義内容について以下の通りご報告いたします。

◆第1部「NPO法人設立手続きの概要及びWEB報告システムについて」◆

これまで所轄庁に書面で行ってきた申請・届出等がオンラインで入力・提出できるようになるWEB報告システムが令和5年3月より運用開始となることに伴い、内閣府の担当者より説明がありました。

申請・届出等の手続き及び履歴の管理が可能となり、活動計算書などの自動計算を始めとしたデータ作成支援ツールが搭載される同システムは、アカウントで管理され、全ての機能が利用可能となる管理者（NPO法人）・書類の閲覧や編集支援の利用が可能となる支援者（非行政書士）・書類の閲覧、編集、提出が利用可能となる代理人（行政書士）に区分される予定です。

私たち行政書士は、代理人アカウントを利用することで各種支援を行うことができますが、管理者が新規に登録することでアカウントを付与する仕組みを用いるそうです。本システムの概要説明を受講した感想としては、GビズIDでもログインできる点は利便性があるものの、運用面で普及が進むかについては些か疑問が残ったのが正直なところです。ただし、講義の時点ではシステム開発中で概要のみの説明でしたので、完成後の情報公開を待ちたいと思います。

◆第2部「社会福祉連携推進法人制度について」◆

厚生労働省社会・援護局の講師による社会福祉連携推進法人制度の概要と今後の方針について説明がありました。この制度は、人口減少や少子高齢化などを踏まえた福祉ニーズに対応したサービスが求められる一方で、社会福祉の担い手となる生産年齢人口の減少が2025年以降急激に加速化していくことから、社会福祉法人が円滑に連携・協同化しやすい環境を整備することで経営基盤を強化、地域福祉を一層推進していくことを目的に創設されました。

社会福祉連携法人設立時の社員の過半数は社会福祉法人であることが必要ですが、NPO法人の参画も可能です。連携法人設立後は、災害時の相互支援による利用者の安全確保、経営ノウハウや事務知識の共有による経営の安定確保、求職者への訴求力の向上などの効果が期待されています。

令和4年11月現在、本制度で認定を受けた法人は全国で6法人と小さな市場であることから、現状では残念ながら私たち行政書士が業務としてサポートできる機会は稀という印象は否めませんでした。顧問先などへ情報提供という形では役に立つかもしれません。厚生労働省では、同制度のホームページを開設し、随時更新しているそうです。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html

◆第3部「行政書士の医療法人業務について」◆

第3部は、医療法人経営コンサルタントとして全国の病院や診療所の経営指導・支援を行い、医療法人許認可に関連する行政書士業務を数多く受任している神奈川県行政書士会所属の岸部宏一先生の講演でした。医療法人に関連する行政書士業務は、設立申請を始め事業報告や資産変更などの登記届などが知られていますが、その他にも診療内容によって免許や認可が必要であることを紹介いただきました。例えば、レントゲン照射では「診療用X線装置備付届」、生活保護者の診療では「生活保護法指定医療機関指定申請」、再生医療では「再生医療提供計画届」のように許認可や届出が必要となるそうです。

講師の岸部先生は、オンラインニュースなどで自ら執筆している記事を紹介しながら書類作成の専門家である行政書士にとって宝の山になる医療業界の業務に取り組む行政書士を多く育成していきたいと語る一方で、このような業務を多くの無資格者（ほとんどが会計事務所とのこと）が関与している現実があり、会をあげて取り締まってほしい、と熱く語っていました。

講師連載：日経メディカルオンライン「クリニック事件簿」「ある日、院長が倒れたら」他
以上、貴重な会議に参加させていただき誠にありがとうございました。

● 読んで得する業務資料 ● ● ● ●

業務資料について～標題一覧～

群馬県行政書士会のホームページ内の会員ページには、以下のような業務資料が掲載されています。
※ホームページへの掲載は随時更新されていますので、最新の業務資料はそちらでご確認ください。

日行連・関地協からの通知等

- ・ 継続検査申請手続き時の軽自動車OSSポータルサイトの変更点について
- ・ 「働きやすい職場認証制度」申請受付の開始について
- ・ 相続土地国庫帰属制度における書類作成可能な資格者等について
- ・ 再生資源利用（促進）計画の提示様式について
- ・ オンラインセミナー「認定薬局制度と薬局支援について」の開催について
- ・ 自動車保有関係手続に係るホームページのリニューアルについて
- ・ 検査標章台紙の変更について
- ・ 特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について
- ・ 「施工体制台帳の作成等について」の改正について
- ・ オンラインセミナー「建築基準法上の「道路」について」の開催について
- ・ 「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改正について
- ・ オンラインセミナー「環境法はなぜ規制されるのか」の開催について
- ・ 令和5年度申請取次関係研修会の開催予定について
- ・ 日行連からの通知（業務周知用パンフレット）
- ・ オンラインセミナー「行政書士関与の特定技能制度についてのシンポジウム」の開催について
- ・ 「戸籍の附票の写し」に係る犯収法施行規則の改正について（公布・施行のお知らせ）
- ・ 申請取次実務研修会（4月VOD方式）の開催について
- ・ 相続土地国庫帰属制度に係る申請の手引きについて

群馬県・市町村等からの通知等

- ・ 群馬県からの通知（建設業許可のしおり一部改訂について）
- ・ 納税証明書（市税等について滞納額がない証明）等の提出について

各関係機関からの通知等

- ・ 東京入管からの周知依頼

群馬会・業務推進グループからの通知等

- ・ 建設業務に関する連絡事項
- ・ 電子化自動車検査証の見本について
- ・ 相続土地国庫帰属制度に関する研修会の開催について
- ・ 入管業務に係る研修会・事例発表会の開催について

※上記業務資料を印刷したものが欲しい会員には、個別の印刷対応が可能です。印刷代・送料を別途申し受けさせていただきます。予めご了承ください。詳細は事務局までお問い合わせをお願いいたします。（TEL027-234-3677）

印刷対応について	事務局の印刷機を使用した白黒片面コピーの対応です。 印刷代は場合によりますが、1枚につき10円を基本として都度算出します。 郵送希望の場合は送料のご負担もお願いいたします。送料は重さ等により都度算出になります。
----------	---

06

会費の納入期限について

☆会費の納入期限ってあるの？

●知らないの？群馬県行政書士会会則第10条の別表1にあるよ。

☆知らなかった…。

●行政書士倫理綱領にもあるでしょ。行政書士は法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。会費の納期も会則で決まっているんだから、年度内に払えばいいっていうのはダメなんじゃない？

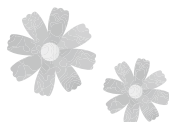
それに支部運営にも大きく関わるんだよ。会則第55条支部交付金規程では、会費の納入額を基礎として交付金を受けているから、払わないとその分支部交付金も減らされるんだから。

☆そうだったんだ。これからは納期もきちんと守ります。



会費の納入忘れはありませんか？ 便利な口座振替をご利用ください。

お願い・連絡事項



コスモスぐんま 入会前研修のお知らせ

コスモスぐんま支部長 上原 陽子

「コスモスぐんま」は、全国組織である一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターの群馬県支部として平成26年2月に設立された一般社団法人で、成年後見制度に精通した行政書士の育成に努め、研修や情報交換会などを開催しています。

平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、群馬県内の各市町村も成年後見制度利用促進のための具体的な取り組みを始めています。この取り組みに呼応しコスモスぐんまでは、毎月の無料相談会（高崎市）や社協と共同の相談会（藤岡市）、自治体や団体への講師派遣など地域に密着した活動を行っています。

入会は、入会前研修の受講（考査あり）が前提となります。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、研修はVOD形式で行う予定です。この機会に研修を受講し、コスモスぐんまの活動にご参加ください。

研 修 内 容

【場 所】 高崎市総合福祉センター 1階 会議室

高崎市末広町115-1 TEL 027-370-8822

【研修日時】 ①開講式 令和5年6月17日（土） 13:30 受付

②考査・修了式 令和5年7月15日（土） 13:30 受付

※集合形式の研修は2回のみです。②までにVOD視聴を各自終了する必要があります。

【費 用】 15,000円（公式テキスト代含む） ※ 開講日にご持参ください。



※今後コロナの状況や参加人数の関係で日程が変更になる可能性があります。

※研修のみでもOK！受講後の入会は任意です。入会する場合は、入会金及び年会費が必要となります。

コスモス 入会金10,000円- 年会費24,000円-

後見保険に加入し入会となります。（研修を修了しないと後見保険加入はできません。）

※入会すると裁判所に提出するコスモス会員名簿に登載されます。（希望しない場合は申し出てください）



【問合せ先・事務局】コスモス成年後見サポートセンター群馬県支部

群馬県前橋市日吉町1丁目8-1

前橋商工会議所会館4階 群馬県行政書士会事務局内

TEL 027-234-3677

研修申し込みはFAXにて申し込み下さい。【申込締切：令和5年6月2日（金）まで】

申 込 書

入会前研修会に申し込みたいです。

宛先FAX

027-233-2943

フリガナ

氏 名

生年月日

行政書士登録番号

第

号

会員番号〈群馬県行政書士会〉

第

号

事務所名

事務所所在地

連絡先 TEL

FAX



入会前研修に参加して

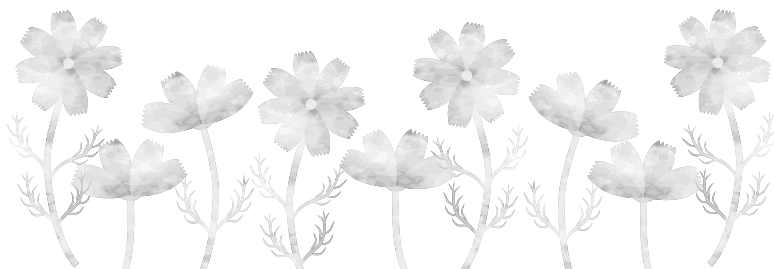
コスモスぐんま 中西 浩子

4年前に認知症の父を見送りましたが、果たして父の意思や暮らしたい生活をかなえての支援だったのか、私は今でもそんな思いを持っています。

その後、行政書士になって、まずは成年後見そのものを勉強してみようと2022年度の研修に参加しました。残念ながらコロナ禍のため、開講式のあとは各自で30時間のビデオ研修です。途中で意識が宙を舞って(?)しまっても、必要なところに戻って見返せるのがビデオ学習のよいところですね。それでも、同時期に研修を受けている受講生同士で、レポート進捗状況を確認したり、情報交換したり、エールを送りあって乗り切りました。

研修の最後には、筆記試験による考査のほかにも相談ロールプレイの実習がありました。相談者役の具体的な問いかけに適切な言葉がなかなか出ずあたふたしてしまいましたが、ロールプレイ後の講評や振り返りなどを通し、目の前の相談者さんは何を求めている、その答えをどう伝えれば安心してもらえるのかが大切なのだと気付かされました。それは、かつて、症状が進んでいく認知症の父のことを悩んでいたときの、自分自身の思いと重なります。

入会前研修で学んだことを生かしてこれからももっと経験を積み、受任できるその時に自信をもって応えていけるよう備えていきたいと思います。



高崎で相談会を続けて

コスモスぐんま 廣兼 喜久恵

コスモスぐんまでは、毎月1回、高崎の総合福祉センターと箕郷公民館で、成年後見、相続、遺言の相談会を行っています。私は、2016年ころから相談員としてお手伝いをはじめました。相談会では、成年後見だけでなく相続や遺言といったテーマも多くみられます。また、相談者は、当初はチラシを見た方だけでしたが、近年は福祉行政からの紹介でいらっしゃる方が増えました。職員の方から、「後見について詳しい相談ができる場所はほかにはないから助かる。」と言われた時は、「任せておいて!!」と胸を張る気持ちでした。

ただ、実際に私が後見人として仕事をするようになると、相談会で話すようには簡単にいかないと実感しました。そのうえ、年々深刻な案件、後見を利用するしかないケースが増えてきたように思います。後見に踏み切れない理由（あるいは阻む事情）はどこか、また、後見をつけたとしても、それですべてが解決するわけではない案件もあります。相談そのものの重さが、しんどく感じることもあります。それでも、「相談できる窓口があること」が大切です。相談者の不安を一つでも取り除くことができれば、という思いから相談会を続けています。

新入会員

	会員番号 第3419号 氏 名 カミ オ アイ リ 神 尾 藍 里 所属支部 前橋 入 会 日 2023. 1. 1		会員番号 第3420号 氏 名 カナ サワ アヤ コ 金 澤 綾 子 所属支部 安 中 入 会 日 2023. 1. 1
	会員番号 第3421号 氏 名 ノ サワ ケン ジ 野 澤 研 司 所属支部 高 崎 入 会 日 2023. 1. 15		会員番号 第3422号 氏 名 サイ タ ヨシ ユキ 齋 田 好 之 所属支部 伊勢崎 入 会 日 2023. 2. 1
	会員番号 第3423号 氏 名 アオ キ ユウ イチ 青 木 友 一 所属支部 富 岡 入 会 日 2023. 2. 1		

〔入 会 者〕

会員 番号	登録 番号	事務所名称	郵便 番号	事 務 所 所 在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備 考	
		氏 名			業務内容	兼 業
3419	2314 0045	かみお行政書士事務所	379- 2144	前橋市下川町31番地11		
		カミ オ アイ リ 神 尾 藍 里		TEL 027-265-2115		
3420	2314 0046	金沢綾子行政書士事務所	379- 0133	安中市原市3-5-5		社
		カナ サワ アヤ コ 金 澤 綾 子		TEL 027-385-7404・FAX 027-385-3846		
3421	2314 0110	行政書士野澤法務事務所	370- 0861	高崎市八千代町一丁目9番3号		宅
		ノ サワ ケン ジ 野 澤 研 司		TEL 080-1091-6156・FAX 027-202-0317		
3422	2314 0193	齋田行政書士事務所	379- 2234	伊勢崎市東小保方町942番地2		
		サイ タ ヨシ ユキ 齋 田 好 之		TEL 0270-63-3188・FAX 0270-63-3188		
3423	2314 0194	クロスロード行政書士事務所	370- 2455	富岡市神農原351番地6		
		アオ キ ユウ イチ 青 木 友 一		TEL 0274-67-7761・FAX 0274-67-7761		

会 員 各 位

名簿記載事項が変わりましたので、記載事項で、変更登録箇所を会員周知致します。
メールアドレスについては、会員より記載要望があった場合のみ掲載致します。

〔登録事項変更〕

会員 番号	登録 番号	事務所名称	郵便 番号	事 務 所 所 在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備 考		頁
		氏 名			業務内容	兼 業	
1737	8214 1011	行政書士高柳合同事務所					64
		タカ ヤナギ コウ ジ 高 柳 光 史					
3332	2014 2412		370- 0861	高崎市八千代町三丁目6番3号			59
		オオ ニシ ツトム 大 西 勉					
3389	2214 0944	行政書士事務所 ナナカマド	371- 0022	前橋市千代田町二丁目7-10 302号室			39
		アマ ダ サ キ 天 田 沙 稀		TEL 080-8476-3802			

〔退 会 者〕

支部名	会 員 番 号	氏 名	退会年月日	退会区分
前 橋	1 6 9 9 (8 0 1 4 0 9 7 6)	坂庭 常男	令和5年 1月31日	廃 業
高 崎	2 0 7 9 (8 9 1 4 0 8 0 3)	須賀 雅男	令和4年12月27日	死 亡
沼 田	3 2 8 7 (1 8 1 0 0 5 1 1)	村上 恭未	令和5年 1月31日	廃 業
太 田	3 3 7 4 (0 6 4 0 2 0 9 7)	吉原 良秋	令和5年 1月31日	所属単位会変更
館 林	3 3 4 5 (2 1 1 4 0 5 0 4)	海上 祐太	令和5年 2月28日	廃 業
高 崎	1 7 3 1 (8 2 1 4 1 0 0 6)	武井 洋	令和5年 1月19日	死 亡
前 橋	2 6 9 0 (0 5 1 4 1 8 7 3)	大矢 良作	令和5年 2月28日	廃 業

(届出受付順)

訃 報

謹んでご冥福をお祈りいたします

須賀 雅男 先生 令和4年12月27日逝去 高崎支部

武井 洋 先生 令和5年 1月19日逝去 高崎支部

編集後記

春の気配もようやく整い心浮き立つ今日この頃、新年度を迎える時節となりました。学校や社会にも新入生や新人が誕生し希望の船出をしていることでしょう。清新なスタートをされる方々にエールを送りたいと思います。

私が青春の頃は、世の中にもほのぼのとした空気を感じられたものだと記憶していますが、近年は何かにつけ深刻の度が増しているようで若い世代には気の毒な思いにもなります。現代に求められる視点はどこにあるのか、考えさせられる昨今です。現在、大きな問題になっているロシアとウクライナではありますが、かつては「万人に共通する価値」を何に求めるべきかが熱心に討論され、それが冷戦の終結につながったことも事実であり、大きな精神遺産を持っている両国の平和を祈りたいと思います。

ひるがえって、国家や民族間だけでなく、私たちの行動にもこの「共通する価値」に着目するという視点は大切なのではないかと思います。お客様や行政や他人と共通する利益を見ながら活動をすれば、おそらくは共存共栄につながっていくのではないのでしょうか。

春かおる時にあたり自分にも新しい風を送り、心身の健康を得ていきたいと思っています。土業の活動は、社会の友好、共存、安心に貢献できるものでもあり、新年度を迎えるにあたり心新たな新出発をしてまいり所存です。

広報部員 後藤 康德（渋川支部）



令和5年度会長選挙の執行に関するお知らせ

群馬県行政書士会選挙管理委員会

立候補の方法や投票する際の注意事項等を以下のとおりお知らせします。

1 選挙・任命による選出について

(1) 会長の選出

会長は選挙により選出します。会長に立候補するためには、個人会員30人以上の推薦を集めていただく必要があります（規則第2条①②）。

1人の個人会員が推薦することができるのは、1人の立候補者に限ります。複数の候補者を推薦した場合は、当該推薦者が作成した推薦書は全て無効となりますので、ご注意ください。

会長選挙の立候補者が1人のときは当該立候補者は当選となり、立候補者不在の場合は、新たに設置される推薦委員会において会長候補者を選考することになります（規則第2条③④）。

(2) 副会長の選出

副会長は会長選挙において当選した者、又は推薦委員会により推薦され総会において承認された者が、本会役員経験者（会長・副会長・理事・監事）、支部長経験者又は理事候補者の中から各地区1人ずつ（このほかに、必要に応じて2人）任命し、定時総会においてその者の会員番号、所属支部及び氏名を報告することになります（規則第3条①）。

2 会長選挙の日程・立候補・投票等について

(1) 選挙の告示日 令和5年4月14日（金）

(2) 立候補届出期間 令和5年4月14日（金）午前9時から午後5時まで

(3) 立候補の届出

所定の様式で作成した会長立候補届を、選挙管理委員会（事務局内）に本人または代理人が持参して届け出を行ってください。代理人が持参する場合は委任状が必要となります。立候補者の受付順は届出書が選挙管理委員会に到着した順序とし、同時に到着した場合は、候補者氏名の50音順とします。

立候補の届出用紙は選挙管理委員会（行政書士会事務局）でお渡しします。データ版をお渡しすることも可能です。

(4) 選挙公報の提出

立候補届のほかに所定の様式による選挙公報の原稿を提出していただく必要があります。様式中、行政書士としての略歴は別紙として作成することができることになっていますが、立候補所信（A4判）については、別紙として必ず作成、提出していただく必要があります。立候補所信に文字数やサイズに関する制限はなく、図・写真・イラストレーションなどを使用して自由に作成していただくことができます（規則第19条2項）。

会員宛には、立候補者が提出した原稿をそのまま白黒印刷したものを送付することになります。立候補所信への記載の形式に制限はありませんが、読み易い文字のサイズやレイアウトにするなどの配慮が必要です。

明らかに規則第37条の禁止事項に該当している場合は訂正等を求める場合があります。訂正等に応じていただけない場合は書類の受け付けを拒否することがありますので、ご承知おきください。

(5) 立候補の辞退

立候補者が立候補を辞退しようとするときは、所定様式により令和5年4月21日（金）午後3時までに選挙管理委員会（本会事務局）に届け出てください（規則第20条）。

(6) 選挙公報の発送

選挙公報、投票用紙等は、令和5年5月10日（水）に発送する予定です（規則第16条）。

(7) 投 票

投票は郵送により行っていただくこととし、令和5年5月24日（水）午前8時までに郵便局（前橋中央郵便局）に到達した投票用紙を有効に受け付けたものとします。

開票日までに前橋中央郵便局に到達しなかった投票用紙は開票の対象となりませんので、投票用紙が届きましたらなるべく早めに投函するようにしてください。

(8) 無効投票

次の投票は無効となりますのでご注意ください。

- ・ 所定の投票用紙を用いなかったもの。
 - ・ 選挙管理委員会において候補者の氏名の確認ができなかったもの。
 - ・ 候補者名を2人以上連記したもの。
 - ・ 候補者名以外の事項を記載又は併記したもの。
→ 氏名以外に何も書かないでください。敬称等も記載しないでください。
 - ・ 所定の訂正方法ではない方法で訂正されているもの。
 - ・ 投票用二重封筒のうち外側の封筒に会員の職印の押印がないもの。
- ※事務局への持参や、本会事務局の郵便受けへの投函は不可

(9) 投票用紙に記載した事項の訂正

ボールペン等で記載した文字を訂正する場合は、訂正する文字を二重線で抹消し、欄内の余白に正確な内容を記入するようにしてください。修正液で修正したり、訂正印を押すと無効になるので御注意ください。

(10) 選挙運動

選挙運動をすることができる期間は、立候補届出の日から投票締切日までの間となります（規則第36条）。

選挙運動に関する文書には、虚偽又は他人を誹謗する等の事項を記載してはならないことは勿論のこと、選挙運動は公明正大を旨とし、会員としての品位を汚さないよう選挙の倫理を守らなければなりません（規則第35条）。

行政ぐんま
第188号

発行 群馬県行政書士会
会長 秋山 賢治
〒371-0017 前橋市日吉町一丁目8番1号
(前橋商工会議所会館4館)
TEL(027)234-3677/FAX(027)233-2943
E-mail : office@gunma-gyosei.jp

担当副会長 尾池 勢一(桐生支部)
広報部長 富澤 将明(高崎支部)
同 副 部 長 仲道 さゆり(前橋支部)
広報部員 小林 大栄(前橋支部)
広報部員 後藤 康德(渋川支部)
広報部員 戸丸 和夫(沼田支部)
広報部員 柳 芳信(太田支部)

印刷 松本印刷工業(株) TEL(027)221-5015

気軽に相談
確かな手続

あなたの街の法律家 行政書士



日本行政書士会連合会
公式キャラクターユキマサくん



Q 行政書士って主にどんな仕事をしているんですか？

A 行政書士は法律にもとづく国家資格者です。国や県・市町村などの役所に提出する書類をみなさんに代わって作成したり提出の手続きを行うことが主な仕事です。

Q インターネットを利用した申請には対応できますか？

A はい。行政書士はインターネットを利用したオンライン申請などにも迅速に対応しています。

Q 役所に提出する書類以外にはどんなものがありますか？

A 権利義務や事実証明に関する書類の作成も行政書士の仕事です。例えば「契約書」「内容証明」「相続関係書類」「会社設立関係書類」などがあります。

Q 書類の作成や提出以外にはどのような仕事がありますか？

A 行政書士が作成するいろいろな書類について、みなさんの相談に応じることもちろん大切な仕事です。

行政書士

Q & A

Q 仕事をお願いした者の個人情報等、秘密は守ってもらえますか？

A 行政書士には法律により守秘義務が課せられています。仕事の上で知り得た秘密は絶対に漏らしません。安心してご依頼ください。

暮らしに役立つ

相続・遺言に関すること

- ・遺産分割協議書の作成
- ・遺言書作成の相談
- ・戸籍調査、財産調査
- ・相続関係説明図の作成
- ・遺言書保管証明
- ・法定相続情報証明の作成



契約書・内容証明等の書類を作成すること

- ・各種契約書、協定書、示談書の作成
- ・内容証明の作成
- ・告訴、告発状の作成
- ・交通事故調査、報告書の作成などの権利、義務や事実証明に関すること

自動車に関すること

- ・自動車登録、移転、抹消届出・申請
- ・車庫証明申請
- ・出張封印取付作業代行業務

土地・建物利用に関すること

- ・農地転用許可届出申請
- ・景観条例申請
- ・開発行為許可申請
- ・土地寄附申請
- ・国有財産払下申請

日本で暮らす外国人に関すること

- ・永住許可申請
- ・帰化許可申請

ビジネスに役立つ

会社・法人設立に関すること

- ・株式会社、合同会社の設立
- ・定款の作成
- ・一般社団法人、NPO法人等の設立
- ・医療法人、宗教法人、事業協同組合、監理団体等の設立（登記申請手続を除く）

運送業者に関すること

- ・貨物運送業許可申請
- ・特殊車両通行許可申請
- ・旅客運送業免許申請
- ・倉庫業許可申請

会計業務に関すること

- ・会計記帳事務
- ・決算、財務諸表の作成
- ・融資申込手続き
- ・各種補助金申請

風俗営業や飲食店等に関すること

- ・飲食店営業許可申請
- ・カフェ、キャバクラ、スナック、ホストクラブ、パチンコ、麻雀、ゲームセンター等の営業許可申請
- ・深夜酒類提供飲食店営業開始届出

建設業者や宅建業者に関すること

- ・建設業許可申請、営業年度終了変更届出書
- ・経営規模等評価申請（経審）
- ・建設工事入札参加資格審査申請
- ・宅建業者免許申請
- ・電気工事業者登録申請
- ・解体工事業者登録申請

日本で仕事をする外国人に関すること

- ・在留資格認定申請
- ・在留資格変更許可申請
- ・在留期間更新許可申請

その他許認可申請・届出に関すること

- ・酒類販売業免許申請
- ・著作権登録申請
- ・産業廃棄物処理業許可申請
- ・米穀販売登録申請
- ・古物商許可申請
- ・その他各種許認可申請
- ・各種オンライン申請の手続

中小企業支援に関すること

- ・企業の経営や事業活動に関するアドバイス
- ・中小企業をサポート
- ・助成金の申請
- ・知的資産経営の導入や報告書の作成
- ・事業承継に関するアドバイス

特定行政書士

（平成26年12月27日施行）
により、特定行政書士が誕生しました!!

行政書士が日本行政書士会連合会の実施する研修を受講し修了することで、特定行政書士となります。特定行政書士とは、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する行政庁への不服申立て手続きの代理業務が行えます。特定行政書士の資格を活かし、行政不服審査法に基づく審理員、第三者機関の委員、農業委員会の中立委員等への登用を目指す働きかけもしています。



©群馬県 ぐんまちゃん
00078-02



群馬県行政書士会

事務局／前橋市日吉町1-8-1 前橋商工会議所会館 4階

TEL: 027-234-3677 FAX: 027-233-2943

